

船舶事故調査報告書

平成24年6月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年10月24日（日） 14時35分ごろ
発生場所	兵庫県香美町柴山港北西方沖 柴山港灯台から真方位329° 1,400m付近 （概位 北緯35° 40.6′ 東経134° 39.3′）
事故調査の経過	平成22年11月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート ヴィーナス、10トン 290-50425 京都、株式会社日海商事（以下「A社」という。） 14.78m (Lr) × 3.37m × 1.08m、FRP ディーゼル機関、382.46kW、平成9年10月 B プレジャーボート 磯丸、0.4トン HG3-29781（漁船登録番号）、個人所有 4.56m (Lr) × 1.59m × 0.63m、FRP ガソリン機関、18.39kW、平成3年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年10月15日 免許証交付日 平成18年12月19日 （平成23年12月18日まで有効） B 船長B 男性 53歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年7月6日 免許証交付日 平成19年6月11日 （平成24年7月16日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B 左下腿打撲、同乗者 背部打撲）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷、右舷船首部の排水口が破損 B 左舷船首部に破口、左舷後部が破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、香美町香住港に向けて航行中、船長Aが、操舵室で立って操船に当たり、柴山港北方沖を約18.0ノット(kn)の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により西進した。 船長Aは、GPSプロッターを作動させていたが、主に目視により左舷側の陸岸を見て航行していたところ、平成22年10月24日14時31

	<p>分ごろ、左舷前方が目的地の香住港の港口であると思い、約15.0knに減速し、手動操舵に切り替えて左転して南西進した。</p> <p>船長Aは、14時33分ごろ、香住港の港口であると思っていた所が柴山港の港口であることに気付き、右転して前方を確認したのちに西進した。</p> <p>船長Aは、左舷前方に香住港の港口にある香美町白石島が見えたので、白石島などを見ながらどのようにして入航しようかと考えながら西進中、14時35分ごろ、衝突音が聞こえ、停止して右舷側を見たところB船と衝突したことに気付いた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、柴山港北西方沖において、08時30分ごろ、水深約50mの所で重さ約13kgの錨を入れて錨泊し、所属漁業協同組合で定められている赤旗を掲げて釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、B船の船尾部で右舷側に釣り竿を出し、同乗者が船首部で左舷側に釣り竿を出して釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、船首を西方に向けたB船の右舷側に釣り竿を出して釣り中、振り向いて左舷側を見たところ、左舷後方300m付近にB船に向けて接近するA船を視認し、A船が錨泊中のB船を避けてくれるものと思って釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、A船がB船を避けずに接近したので、立ち上がってA船に向かって釣り竿を振りながら大声を出したが、14時35分ごろ、A船の右舷船首部とB船の左舷後部とが衝突し、更にB船の左舷船首部と衝突した。</p> <p>船長B及び同乗者は、衝突の衝撃で転倒して負傷した。</p> <p>船長Aは、B船の負傷者及び両船の損傷の有無を確認したのち、海上保安庁へ118番通報した。</p> <p>両船は、自力航行して香住港に入港した。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約50cm、潮汐 上げ潮の中央期</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、ふだんは遊漁船として使用されていたが、A社の香住港での業務のために回航することになった。</p> <p>船長Aは、香住港に入港するのが初めてであり、依頼主から海図と航空写真を入手した。</p> <p>A船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.3mであった。</p> <p>B船は、操舵室がなく、船尾部に船外機を備えた和船型の小型船舶であり、本事故発生時、船外機をチルトアップしていた。</p> <p>B船は、赤旗を掲げていたが、黒色球形形象物を掲げていなかった。</p> <p>両船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>								
<p>分析</p>	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td>A船は、柴山港北西方沖を西進中、船長Aが、左舷前方の香住港の港口に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	A船は、柴山港北西方沖を西進中、船長Aが、左舷前方の香住港の港口に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。
乗組員等の関与	A あり、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	A船は、柴山港北西方沖を西進中、船長Aが、左舷前方の香住港の港口に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。								

		<p>B船は、柴山港北西方沖において錨泊して釣り中、船長Bが、A船が錨泊中のB船を避けずに接近したので、A船に向かって釣り竿を振りながら大声を出して注意を喚起したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因		<p>本事故は、柴山港北西方沖において、A船が西進中、B船が錨泊して釣り中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考		<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見張りを行う場合は、同じ方向だけでなく、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・錨泊中は、黒色球形形象物を掲げること。 ・操舵室がない小型船舶は、遠方から視認が困難なので、笛などにより注意を喚起するとともに、他船から視認しやすくなるよう、錨泊中に旗を掲げておくことが望ましい。